

の年月日、五、理事の氏名及び住所前項に掲げたる事項に変更ありたる時は一週間以内に其登記を爲すべし

第六條 本法に依り登記すべき事項は其の登記前に在りては之を以て他人に對抗することを不得、本法に基づいて爲す登記に付ては登録税を課せず、本法に規定するもの、外登記に關し必要な事項は勅令を以つて之を定む

第七條 民法第四十四條第五十條第五十二條乃至第五十九條の規定は法人たる労働組合に之を準用す

第八條 組合員の總會の決議すべき事項左の如し

- (一) 基金を設置し又は廢止すること
- (二) 豫算を定め又は決算を承認すること
- (三) 規約を変更すること
- (四) 聯合團體たる労働組合を設立し又は之に加入し若しくは之より脱退すること
- (五) 組合を解散すること
- (六) 法人たる労働組合の合併又は分割を爲すこと

聯合團體たる労働組合に在りては其規約の定むる所に依り之に屬する組合より選

出したる者の會議を以て總會とす

第九條 労働組合は規約を以て總會に代るべき總代會を設くることを得

第十條 労働組合は同一又は類似の職業又は産業の労働者に非ざる者と雖も左に掲ぐる者を組合員と爲すことを得

(一) 當該組合の役員又は役員たりし者

(二) 同一又は類似の職業又は産業の労働者たりし者

第十一條 労働組合は組合員の脱退に關し不當なる條件を定むることを得ず

第十二條 労働組合は衆議院議員又は北海道會、府縣會、市會、町村會其他之に準すべきものの議員の選挙運動に關し費用を支出し又は其の費用に充つる爲め組合員より金銭を徴收することを不得

第十三條 雇傭者は労働者が労働組合の組合員たるの故を以て之を解雇することを不得

雇傭者は労働者が労働組合に加入せざることを又は組合より脱退することを雇傭條件と爲すことを不得、前二項の規定に違反する雇傭の意思表示又は雇傭契約の約款は之を無効とす

第二十條 労働組合は左の事由に因り解散す

- (一) 規約に定めたる事由の發生
- (二) 總會の決議
- (三) 組合員の絶亡
- (四) 組合解散の命令
- (五) 法人たる労働組合の合併又は分割
- (六) 法人たる労働組合の破産

第二十一條 法人たる労働組合合併又は分割を爲す場合に於ては其の債權者に對し異議あらば二月を下さざる一定の期間内に之を述べべき旨を公告し、且知れたる債權者には各別に之を催告すべし債權者前項の期間内に異議を述べたる時は組合は之に辨濟を爲し又は相當の擔保を供するに非ざれば合併又は分割を爲すことを得ず

前二項の規定に違反して合併又は分割を爲したる場合に於ては其の合併又は分割は之を以つて當該債權者に對抗することを不得

第二十二條 法人たる労働組合合併したる時は合併後存続する組合又は合併に依り設立したる組合は合併に依り消滅したる組合の權利義務を承継す

第十四條 法人たる労働組合が組合員(聯合團體たる労働組合に在りては之に屬する組合の組合員)の共同利益の保護増進の目的を以つて組合員の生活に必要な物を組合員に供給し若しくは利用せしめ又は組合員の生産したる物を賣却するの事業を營む場合に於ては其の事業より生ずる所得及び利益に付所得税及び營業收益税を課せず

第十五條 行政官廳は労働組合に對し其の業務若しくは財産の状況又は組合員の員數に關し報告をなせしむることを得

第十六條 労働組合の會議の決議法令に違反し又は公益を害する時は行政官廳は之を取消すことを得

第十七條 労働組合の規約法令に違反し又は公益を害する時は行政官廳はその變更を命ずることを得

第十八條 労働組合の行爲安寧秩序を紊る時は主務大臣は労働組合の解散を命ずることを得

第十九條 前三條の處分に不服ある者は訴願を提起し違法に權利を侵害せられたりとする時は行政訴訟を提起することを得

八條の規定は法人たる労働組合に之を準用す

第二十七條 陸海軍軍人軍屬については勅令の定むる所に依り労働組合の組合員となすことを禁止し又は制限することを得

第二十八條 労働組合の代表者は左の場合に於ては五十圓以下の過料に處す

- (一) 第二條第二十四條若しくは附則第三項の届出又は第二十五條の報告に付之を怠り又は虚偽の届出若しくは報告を爲したる時
- (二) 第四條第三項の規定に違反したる時
- (三) 第十二條の規定に違反して費用を支出し又は金銭を徴收したる時

第二十九條 法人たる労働組合の理事又は清算人は左の場合に於ては五十圓以下の過料に處す

- (一) 第五條第二十三條及び民法第七十七條に定めたる登記を爲すことを怠りたる時
- (二) 第二十條第一項又は第二項の規定に違反して合併又は分割を爲したる時
- (三) 民法第八十二條の場合に於て裁判所の検査を妨げた時
- (四) 民法第八十一條の規定に違反し破産宣告の請求を爲すことを怠りたる時
- (五) 民法第七十七

第二十六條 非訟事件手続法第三十五條第二十六條及び第三十六條乃至第三十三